

迷惑行為は、やめましょう!

モラル・マナーアップ関連条例



北九州市では、誰もが快適に暮らしていくため、
「モラル・マナーアップ関連条例」を制定しました。
みんなで一体となって、迷惑行為をなくし、
快適で美しく住みやすいまちを目指しましょう。

モラル・マナーアップ関連条例

「モラルマナーアップ関連条例(基本条例)」に基づき、
迷惑行為防止のために自主的に活動を行う地域を
「迷惑行為防止活動推進地区」に指定し、
地域の方々と市が協力して取り組んでいます。



若松南海岸地区



●路上喫煙については、しないように努めることとなっています。

迷惑行為をなくし、快適で美しく住みやすいまちづくりを進めるため、ご協力をお願いします。

活動団体 ●若松区第1区自治会 ●若松区第5区自治会 ●若松区第6区自治会
●久岐の浜クリーングループ

問い合わせ先 北九州市 総務市民局 安全・安心課 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 TEL093(582)2866 FAX093(582)3889